

令和6年度 日本訪問看護財団調査

訪問看護事業における「短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方」に関する  
Web アンケート調査  
報告書

2024（令和6）年5月

公益財団法人 日本訪問看護財団

令和6年度 日本訪問看護財団調査  
訪問看護事業における「短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る  
駐車規制の在り方」に関する Web アンケート調査  
報告書

■ 目 次 ■

I. 調査概要 .....	1
1. 目的.....	1
2. 方法.....	1
II. 調査結果 .....	2
1. 回収数.....	2
2. 訪問看護事業所の状況等について .....	2
3. 事例.....	13
III. 調査結果のまとめ.....	23

# 1. 調査概要

## 1. 目的

訪問看護は、利用者の居宅等に赴き、主治医の訪問看護指示に基づき療養上の世話及び必要な診療の補助を行う。利用者の居宅等に赴く手段として、車輛を用いた移動が主流であるところ、緊急訪問の要請が利用者又は家族、主治医からあった場合には、予期せぬ訪問として利用者の居宅等の近辺に車輛を駐車せざるを得ない実態が一部確認されている。特に、この場合、利用者の居宅等の周囲に駐車スペース（駐車場等）が存在しない場合もあり、利用者の心身の状態等から速やかな訪問を要する際、緊急やむを得ないものであると訪問看護師が判断し、路上に一時的に駐車し訪問する事例も少なくない。

そのような中、令和6年2月16日 規制改革推進会議 第7回 地域産業活性化ワーキング・グループ（内閣府主催）において、「業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方について」が取り上げられ、埼玉県看護連盟より「訪問看護車両に関する改善案」が提案された。これについて、いわゆる都市部における駐車規制の在り方について、検討の必要性が伺えたところであるが、全国的な実態が十分に把握できていないこともあり、各地域における訪問看護車両の駐車に係る実態等を把握することを目的に、緊急調査を実施することとした。

## 2. 方法

### 1) 調査対象

①全国の訪問看護ステーション※の管理者

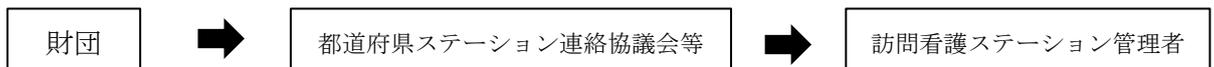
※：14,500事業所（厚生労働省 介護給付費等実態統計月報（令和6年1月審査分）結果より）

②都道府県単位の訪問看護協議会又は総合支援センターあるいはステーション連絡協議会（連絡会・協議会・協会含む（以下、「ステーション連絡協議会等」））

### 2) 実施方法

①無記名自記式、Web アンケート調査

ステーション連絡協議会等に管内訪問看護ステーションへの調査協力の周知依頼を行い、訪問看護ステーションの管理者が任意で回答



②周知依頼と共に、団体として訪問看護を「駐車禁止除外標章」の交付対象とすることについて、「1. 全面的に要望」・「2. 一部地域について要望」あるいは「要望しない」を任意で回答依頼

### 3) 調査実施期間

2024年4月19日（金）～2024年4月26日（金）

### 4) 主な調査内容

事業所所在地、24時間対応に係る加算の届出状況、緊急の訪問回数（内、主治医の指示に基づく訪問）、主治医の指示に基づく緊急訪問の事例、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかったことで利用者の状態が重篤となった又は利用者・家族への不都合・不利益が生じた事例、駐車した場所と利用者宅とのおよその距離、緊急訪問を行い駐車違反として取り締まりを受けた経験の有無、緊急の連絡相談があった際に救急要請を行う主な理由 等

## II. 調査結果

### 1. 回収数

①全国の訪問看護ステーション管理者：回答数 2,455 件、有効回答数 2,314 件※<sup>1</sup>、回収率※<sup>2</sup>16.0%

※<sup>1</sup>：アンケートへの同意が得られなかった又は管理者ではない回答者による回答であった又は訪問手段として車輛を使用しないと選択された回答を除いた

※<sup>2</sup>：I.2.1) 調査対象にある介護報酬を請求し稼働している事業所数を母数として有効回答数を当該事業所数で除した値であって、実際に調査依頼状が行き届いた事業所の総数は不明

②ステーション連絡協議会等からの要望結果：28 団体

調査期間内に回答が得られ、都道府県単位の団体として「駐車禁止除外標章」の適用とすることに係る要望については、以下の結果であった。

全面的に要望する	秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県
一部地域において要望する	なし
要望しない	なし（期間内に回答が得られなかった団体は 19 団体）

### 2. 訪問看護事業所の状況等について

1) 訪問看護事業所所在地（都道府県）

訪問看護事業所の所在地は、「大阪府」が 14.6%で最も多く、次いで、「神奈川県」は 11.1%、「静岡県」は 8.3%、「千葉県」は 6.9%であった。

図表 1 訪問看護事業所所在地 (n=2,314)

都道府県	n(件数)	構成比	都道府県	n(件数)	構成比
北海道	75	3.3%	滋賀県	0	0.0%
青森県	16	0.7%	京都府	56	2.4%
岩手県	19	0.8%	大阪府	335	14.6%
宮城県	0	0.0%	兵庫県	144	6.3%
秋田県	9	0.4%	奈良県	1	0.0%
山形県	16	0.7%	和歌山県	4	0.2%
福島県	26	1.1%	鳥取県	28	1.2%
茨城県	53	2.3%	島根県	21	0.9%
栃木県	25	1.1%	岡山県	35	1.5%
群馬県	0	0.0%	広島県	0	0.0%
埼玉県	83	3.6%	山口県	13	0.6%

千葉県	159	6.9%	徳島県	32	1.4%
東京都	5	0.2%	香川県	2	0.1%
神奈川県	256	11.1%	愛媛県	54	2.3%
新潟県	55	2.4%	高知県	21	0.9%
富山県	55	2.4%	福岡県	0	0.0%
石川県	56	2.4%	佐賀県	10	0.4%
福井県	27	1.2%	長崎県	43	1.9%
山梨県	19	0.8%	熊本県	5	0.2%
長野県	55	2.4%	大分県	57	2.5%
岐阜県	47	2.0%	宮崎県	31	1.3%
静岡県	192	8.3%	鹿児島県	33	1.4%
愛知県	64	2.8%	沖縄県	20	0.9%
三重県	57	2.5%	合計	2314	100%

2) 訪問看護事業所所在地（指定都市又は中核市あるいは一般市町村）

回答した訪問看護事業所の所在地は、指定都市が25.9%、中核市が21.6%、一般市町村が49.7%、特別区は1事業所のみであった。

図表 2-1 訪問看護事業所の所在市区町村の規模（n=2,314）

指定都市	599	25.9%
中核市	499	21.6%
一般市町村	1,150	49.7%
特別区	1	0.0%
不詳	65	2.8%
合計	2,314	100%

図表 2-2 〈指定都市の内訳〉

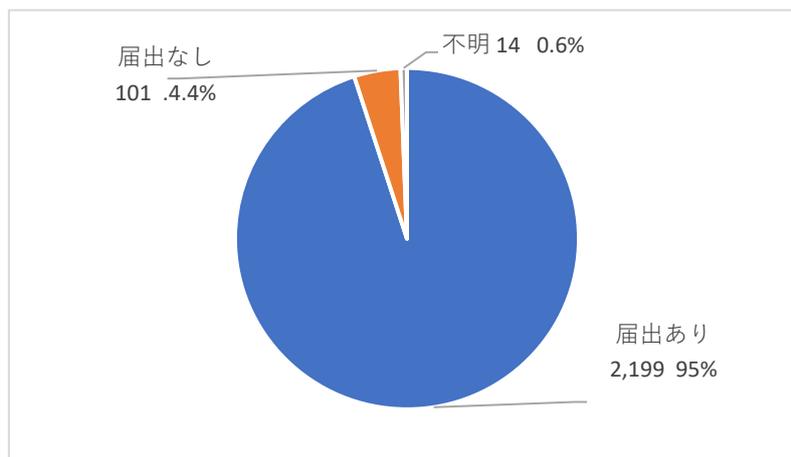
札幌市	32	5.3%	新潟市	25	4.2%	神戸市	46	7.7%
仙台市	0	0.0%	静岡市	50	8.3%	岡山市	15	2.5%
さいたま市	18	3.0%	浜松市	41	6.8%	広島市	0	0.0%
千葉市	38	6.3%	名古屋市	25	4.2%	北九州市	0	0.0%
横浜市	122	20.2%	京都市	30	5.0%	福岡市	0	0.0%
川崎市	37	6.2%	大阪市	71	11.9%	熊本市	0	0.0%
相模原市	6	1.0%	堺市	43	7.2%	合計	599	100%

図表 2-3 〈中核市の内訳〉

函館市	4	0.8%	甲府市	5	1.0%	倉敷市	11	2.2%
旭川市	6	1.2%	長野市	0	0.0%	呉市	0	0.0%
青森市	4	0.8%	松本市	9	1.8%	福山市	0	0.0%
八戸市	3	0.6%	岐阜市	5	1.0%	下関市	0	0.0%
盛岡市	5	1.0%	豊橋市	0	0.0%	高松市	0	0.0%
秋田市	4	0.8%	岡崎市	7	1.4%	松山市	24	4.8%
山形市	8	1.6%	一宮市	14	2.8%	高知市	21	4.2%
福島市	1	0.2%	豊田市	19	3.8%	久留米市	0	0.0%
郡山市	20	4.0%	大津市	15	3.0%	長崎市	15	3.0%
いわき市	0	0.0%	豊中市	21	4.2%	佐世保市	7	1.4%
水戸市	7	1.4%	吹田市	7	1.4%	大分市	25	5.0%
宇都宮市	9	1.8%	高槻市	17	3.4%	宮崎市	12	2.4%
前橋市	0	0.0%	枚方市	8	1.6%	鹿児島市	12	2.4%
高崎市	0	0.0%	八尾市	8	1.6%	那覇市	5	1.0%
川越市	0	0.0%	寝屋川市	8	1.6%	合計	499	100%
川口市	10	2.0%	東大阪市	12	2.4%			
越谷市	6	1.2%	姫路市	0	0.0%			
船橋市	12	2.4%	尼崎市	2	0.4%			
柏市	17	3.4%	明石市	5	1.0%			
八王子市	0	0.0%	西宮市	4	0.8%			
横須賀市	11	2.2%	奈良市	5	1.0%			
富山市	18	3.6%	和歌山市	0	0.0%			
金沢市	22	4.4%	鳥取市	7	1.4%			
福井市	10	2.0%	松江市	14	2.8%			

- 3) 緊急時訪問看護加算（介護保険）または24時間対応体制加算（医療保険）の届出状況  
「届出あり」の事業所は、95.0%、「届出なし」の事業所は4.4%であった。

図表 3 24時間対応体制に係る加算の届出状況（n=2,314）



4) 訪問看護師による 2024 年 3 月の 1 か月間の緊急訪問回数

2024 年 3 月 1 か月間の緊急訪問回数の平均値は 14.0 回、中央値は 6 回であった。そのうち、主治医の指示による緊急訪問回数については、平均 2.7 回であり、中央値は 0 回であった。緊急の訪問があった事業所となかった事業所が混在していたため、緊急訪問があった事業所のみを対象に集計したところ、緊急訪問回数の平均値は 15.6 回、中央値は 7 回であった。そのうち、主治医の指示による緊急訪問回数については、平均 5.8 回であり、中央値は 3 回であった。

図表 4 訪問看護師による 2024 年 3 月の 1 か月間の緊急訪問回数 (n=2,314)

	2024 年 3 月の緊急訪問回数①			
		【★】うち、主治医の指示による緊急訪問回数②	①における「0 回」を除いた値	②における「0 回」を除いた値
平均値	14.0	2.7	15.6	5.8
中央値	6	0	7	3
最大値	1510	85	1510	85
最小値	0	0	1	1
不明	69	52	69	52
有効回答数※	2,245	2,261	2,005	1,056

※不明を除き、数値として処理が可能なデータについて有効回答として集計

上記枠内の最大値が 1510 回であったことから、100 回以上の回答を除き再集計した

	①における「0 回」及び 100 回以上訪問の回答を除いた値	左記同様に主治医の指示による緊急訪問
平均値	11.0	5.8
中央値	7	3
最大値	97	85
最小値	1	1
不明	42	20
有効回答数※	1,983	1,021

5) 「4) 図表 4 訪問看護師による 2024 年 3 月の 1 か月間の緊急訪問回数」に記載の【★】主治医の指示による緊急訪問の事例（回答数 1,305 件/有効回答数 575 件）

注 1) 回答された事例において、主治医の「指示」又は「依頼」による内容が明確に読み取れる事例を集計（有効回答数：575 件）

注 2) 事例においては、下記の複数の分類が混在する回答があったことから複数回答として処理

注 3) 分類については、当財団において集計・分類した

図表 5 主治医の指示による緊急訪問の事例分類（n=575）

分類	回答件数(括弧内は 575 件における割合)
1：看取り期の利用者で心拍・呼吸等の状態変化に伴う看取りも含めた状態確認のため緊急訪問	53 (9.2)
2：がん性疼痛等の苦痛増強に対応するため緊急訪問	27 (4.7)
3：発熱による状態変化に対応するため緊急訪問	79 (13.7)
4：カテーテル（管）類のトラブルの対応のため緊急訪問	18 (3.1)
5：精神疾患による状態変化（自殺企図含む）に対応するため緊急訪問	5 (0.9)
6：転倒又は転落による身体外傷等に対応するため緊急訪問	7 (1.2)
7：主治医より点滴等の医療処置の指示に対応するため緊急訪問	269 (46.8)
8：その他、1～7 に分類されない状態変化（突発的な呼吸停止や低血糖等）に対し状態確認等のための緊急訪問	248 (43.1)
9：その他	4 (0.7)

各分類の主な事例については以下のとおりであった。

分類 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん末期の方で、状態変化に伴い往診医に連絡が入り、往診医の指示にて看護師が状態確認のために訪問した</li> <li>・がん末期の利用者の発熱、疼痛管理にて医師の指示のもと緊急対応をした</li> <li>・がん末期看取り患者へ呼吸停止にて、指示あり訪問した</li> <li>・ターミナル、バイタルが不安定のため主治医に確認。ご家族の不安もあり全身状態把握のため訪問した</li> <li>・ターミナルで状態悪化、点滴や採血の指示があった</li> <li>・ターミナルで寝たきりの方、膀胱留置カテーテルの挿入を希望され、主治医報告しクリニックで物品を受け取り、挿入処置のため再度訪問した</li> <li>・ターミナルの患者が急変したと家族が主治医に連絡し、主治医から訪看へ連絡があり訪問した</li> <li>・ターミナルの患者で、茶色のもので嘔吐したと、家族より連絡あり。主治医連絡し、状態観察のため訪問する</li> </ul>
分類 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん末期の利用者家族より強い痛みの出現に、麻薬の持続皮下注射の PCA によるレスキュー投与実施も効果なく、緊急訪問の要請を受け緊急訪問し主治医に報告、指示を受け持続皮下注射流量増量の処置を実施</li> <li>・緩和ケアが、必要な利用者指示にて痛み止めのコントロール及び安定剤注射施行</li> <li>・緩和ケアのため注射開始の指示で訪問</li> <li>・癌の痛みが急に悪化し、直ぐに服用させたいので処方薬を看護師が届けることになった</li> <li>・癌性疼痛の突出痛で、主治医に患者から電話があり、主治医の指示で鎮痛剤の点滴・注射指示が出て、緊急で訪問した</li> <li>・癌末期で、麻薬使用しているが、効果が無く、継続皮下注射指示になった</li> <li>・癌末期、呼吸苦あるがレベル低下傾向で内服困難。状態確認し坐薬挿入するよう指示あり</li> <li>・癌末期、食事水分が入らないので、点滴をしてほしいと希望あり。主治医の指示で訪問する</li> </ul>
分類 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜に発熱を伴う嘔吐あり、家族より連絡を受けた主治医から訪問看護に病状確認の指示あり緊急訪問する</li> <li>・突発的発熱による変調に対する初期対応のための訪問。家族からの連絡内容を医師に伝え緊急訪問となった</li> <li>・発熱による緊急訪問で検査の指示あり溶連菌感染症確認</li> <li>・身体障害者の患者 発熱と咽頭痛があり医師の指示にて訪問。救急車にて病院へ行く、コロナにて入院した</li> <li>・発熱、倦怠感が強いと家族から主治医へ連絡され、主治医より緊急訪問指示があった</li> <li>・発熱、誤嚥性肺炎の診断で、点滴の指示にて訪問</li> <li>・発熱、脱水の兆候ありで、状態観察と点滴指示があり訪問</li> </ul>

分類 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カニューレ脱落の為のコールで、主治医がすぐに行けないので対応してほしいと依頼</li> <li>・バルーンカテーテルからの漏れがあり訪問依頼があった</li> <li>・バルーンカテーテルが閉塞し、膀胱洗浄の指示で訪問した</li> <li>・胃瘻より注入する際、出血が引けたと家族より連絡があり。訪問看護で状況を確認し、報告するよう指示あり。緊急訪問し、状況を報告し対応する</li> <li>・経鼻胃管自己抜去後の医師によるチューブ再挿入時の介助と位置確認</li> <li>・在宅中心静脈栄養管理の小児で入浴後に逆流があり、緊急訪問コールがあった。主治医に電話し報告し訪問指示あり訪問となった</li> <li>・主治医が尿管カテーテルを交換している患者。主治医が交換に行けなかったため、カテーテルの抜去を依頼された。その後自尿見られたため再挿入には至らなかった</li> </ul>
分類 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺企図により、担当看護師へ携帯連絡あり、家族と相談し訪問</li> <li>・胸が苦しいと訴え（精神的な要因の為、主治医訪問ではなく訪問依頼あり）</li> <li>・主治医に呼吸苦で本人より連絡あり。主治医は他の利用者の対応の為こちらに連絡あり、訪問。精神的なもので呼吸苦あり。訪問し、安心したことで呼吸苦改善したため退室</li> <li>・精神科訪問看護を主とする事業所。精神科治療中の利用者本人より精神的な不調の訴えがあり、日中で主治医、診療中であったため緊急訪問の指示を受け実施</li> <li>・利用者より主治医に「死にたい」と連絡あり、診察中ですぐに行けないので訪問してほしいと指示あり、緊急訪問した</li> </ul>
分類 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒したと連絡あったので様子を見に行ってきたほしいとの依頼</li> <li>・転倒した方の様子を見てほしいとの依頼</li> <li>・転倒し疼痛があるようなので訪問して欲しいとの依頼</li> <li>・転倒による緊急訪問指示</li> </ul>
分類 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の呼吸状態が悪化し、医師が往診し診療時に人工呼吸器の設定を変更されていた。その後に呼吸器と同調せず、児が落ち着かない事で緊急訪問を実施。医師からはオンラインで看護師がもとの呼吸器モードに変更するように指示があり、もとの呼吸器モードに変更しその後呼吸状態が安定するまで様子観察を行った</li> <li>・急激な脱水症状のための点滴治療の要請のため</li> <li>・終末期の患者の状態が悪化して、痛み苦しみの訴えがあり、緊急訪問する。その後新しい薬が処方され、再度投与に伺う</li> <li>・生死にかかわるような脱水、衰弱があり点滴の指示がでたため訪問</li> <li>・主治医より連絡あり痰の貯留により換気が低下したため、排痰ドレナージ指示を受け訪問した。排痰ドレナージ実施後呼吸状態改善し主治医へ報告</li> <li>・トイレで排泄後、意識レベル低下し主治医より緊急連絡あり。緊急訪問し酸素投与、アルブミン点滴などの緊急対応</li> <li>・心不全症状あり、胸水貯留による呼吸苦に対し、利尿剤の追加指示と状態確認の訪問依頼</li> </ul>

分類 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の急変(ショック状態)、家族から指示医へ先に連絡があり、医師から緊急訪問の指示連絡があり訪問</li> <li>・87歳男性。脊髄症、腰部脊柱管狭窄症、糖尿病、高血圧。降圧剤を内服しており、通常は、血圧110~130/60~70台。眩暈、血圧上昇があり訪問依頼があり訪問。血圧158/100。眩暈あり、麻痺、意識レベルの低下は無し。主治医に報告。救急搬送の指示があり、救急車を呼び搬送</li> <li>・医療的ケア児が呼吸状態(酸素飽和度)、心拍数が不安定で心配と連絡があり。主治医に報告し、訪問指示あり訪問</li> <li>・家族から、水分が全く飲用できなくなった、微熱がある。返答がないとの連絡あり、主治医に電話にて状態報告。訪問対応になる</li> <li>・45歳、脳挫傷で意識障害のある方の呼吸状態不良が出現、指示にて状態の観察で訪問</li> <li>・ご利用者家族より体調不良であると主治医の方へ連絡あり、先に訪問看護による緊急訪問で状態観察をしてほしいと指示受けあり訪問</li> <li>・医師より、本人は意思疎通できず、ご家族の求めに応じて緊急訪問するよう指示あり、呼吸がおかしい見て欲しい、との電話連絡で訪問。呼吸停止、すぐ医師へ連絡、死亡確認</li> <li>・家族よりいつもと違うようだとクリニックに連絡あったが、医師がすぐに行けないため、訪看で状態確認をしてきて欲しいと指示あり、緊急訪問</li> </ul>
分類 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事摂取後の呼吸状態悪化の利用者。駐車許可証がなく、近くのパーキングは満車だった為、探してからの訪問となってしまった。呼吸苦があり、酸素飽和濃度も低い状態にて、主治医へ報告して救急搬送</li> <li>・精神疾患の方、包丁で自傷行為</li> <li>・希死念慮があり、リストカット行為をほのめかす言動の時間外電話対応後の緊急訪問</li> <li>・薬物大量服薬の自殺企図歴あり、家族からの緊急の連絡相談があった</li> </ul>

6) 過去に緊急訪問を行った事例において、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかったことで、利用者の状態が重篤となった、または、利用者・家族への不都合・不利益が生じた事例(回答数363件/有効回答数129件)

注1) 回答数363件のうち、利用者の状態が重篤となった、利用者又は家族に不都合・不利益が生じたことが明確に分かる事例であった有効回答129件を集計

注2) 結果については、13ページに掲載

- 7) 「6) 過去に緊急訪問を行った事例において、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかったことで、利用者の状態が重篤となった、または、利用者・家族への不都合・不利益が生じた事例」において、駐車した場所と利用者宅とのおよその距離（メートル）（有効回答数 287 件）

図表 6 緊急訪問で駐車した場所と患者宅とのおよその距離（n=287）

平均距離（m）※	401.7 メートル
----------	------------

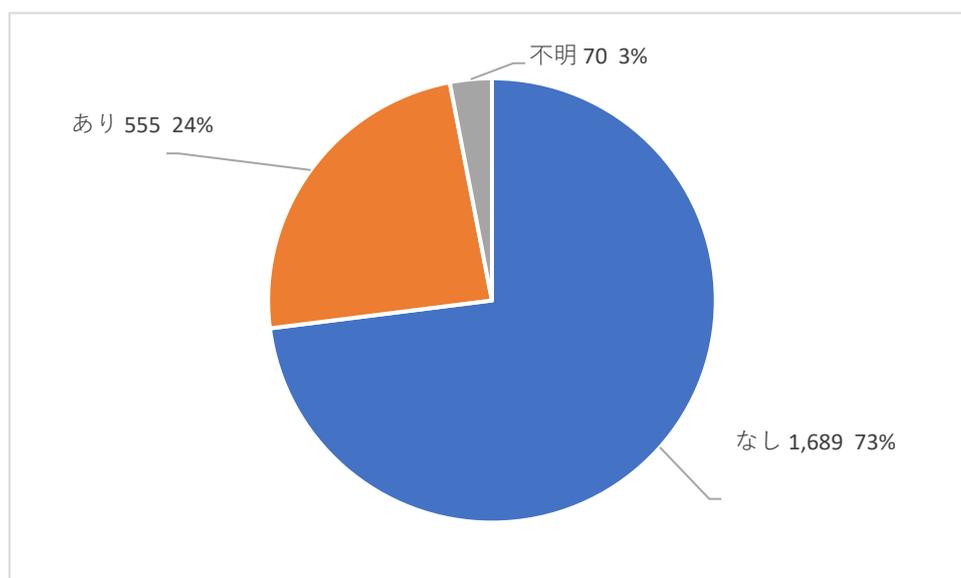
※時間単位「分」による回答が上記 287 件中 14 件あり、成人が一般的に歩行可能な距離（80m/分）として換算して処理した

- 8) 「6) 過去に緊急訪問を行った事例において、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかったことで、利用者の状態が重篤となった、または、利用者・家族への不都合・不利益が生じた事例」において、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかった主な理由（回答数 368 件）

注 1) 有効回答数 368 件のうち、理由が重複又は駐車許可証を有していたが駐車違反等を住民等から指摘された等といった事象の回答について整理し、主な理由として 57 件に集約した  
 注 2) 結果については、21 ページに掲載

- 9) 緊急訪問を行い、過去に駐車違反として取り締まりを受けた経験の有無  
 緊急で訪問看護を提供し、駐車違反として取り締まりを受けた経験のある事業所は、全体の 24.0%であった。

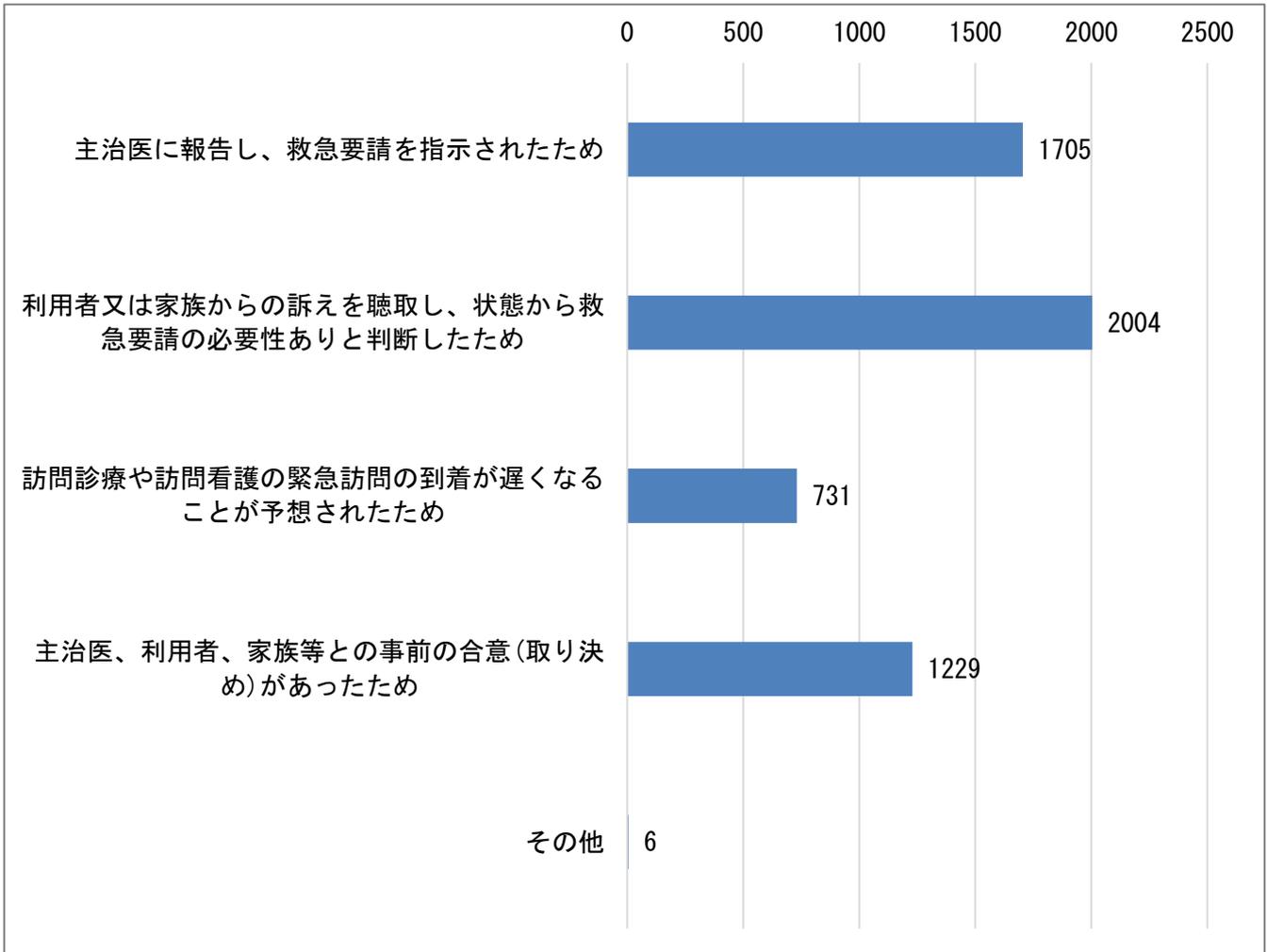
図表 7 緊急訪問を行い、過去に駐車違反として取り締まりを受けた経験の有無（n=2,314）



10) 緊急の連絡相談があった際に、直ちに救急要請を行う場合の主な理由（複数回答）

緊急の連絡相談があり、直ちに救急要請を行う場合の理由について、回答事業所 2,314 件のうち、最も多い理由は「利用者又は家族からの訴えを聴取し、状態から救急要請の必要性ありと判断したため」が 2,004 件（86.6%）であった。次いで、「主治医に報告し、救急要請を指示されたため」が 1,705 件（73.7%）であった。

図表 8 緊急の連絡相談があった際に、直ちに救急要請を行う場合の主な理由（n=2,314 の複数回答）



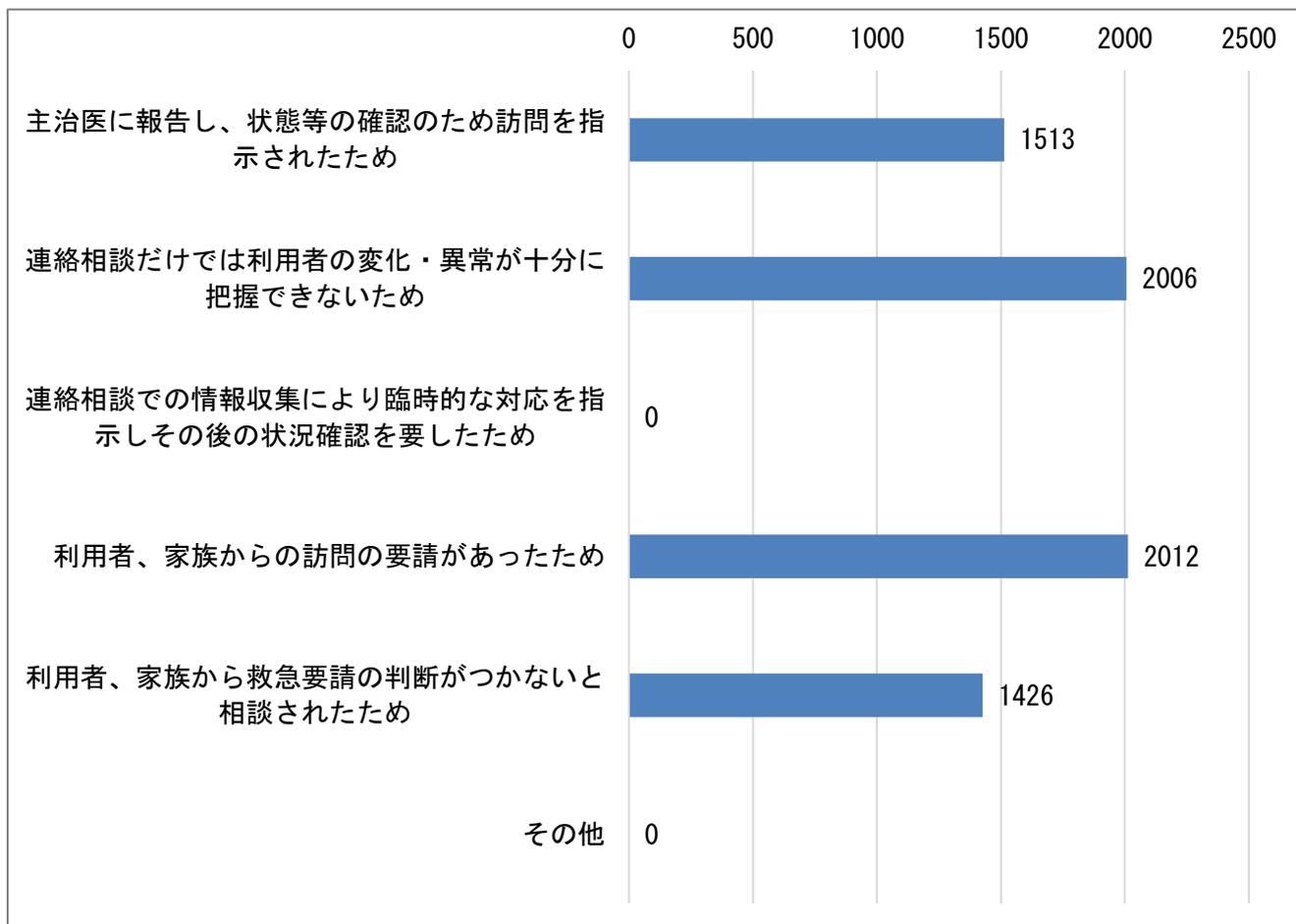
《その他》

- ・ 看護師の到着を家族が待てなかったため
- ・ 状態急変が予想される時
- ・ ケアマネージャー、訪問介護等から相談あり救急要請必要と判断したため
- ・ 家族が医療従事者であり、ご家族判断で
- ・ ご家族の希望（2 件）

11) 緊急の連絡相談があった際に、救急要請をせずに緊急訪問を行う場合の主な理由（複数回答）

緊急の連絡相談があり、救急要請をせずに緊急訪問を行う場合の理由について、回答事業所 2,314 件のうち、最も多い理由は「利用者、家族からの訪問の要請があったため」が 2,012 件（86.9%）であった。次いで、「連絡相談だけでは利用者の変化・異常が十分に把握できないため」が 2,006 件（86.7%）であった。

図表 9 緊急の連絡相談があった際に、救急要請をせずに緊急訪問を行う場合の主な理由  
(n=2,314 の複数回答)



### 3. 事例

- 1) 過去に緊急訪問を行った事例において、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかったことで、利用者の状態が重篤となった、または、利用者・家族への不都合・不利益が生じた事例（有効回答 129 件）

集合住宅マンションで駐車場がなく近隣のパーキングへ駐車し訪問したところショックバイタルであった。連絡時は意識問題なかったが、訪問時には意識朦朧としていた。別件で緊急訪問した際に駐車許可証を提示しているが近隣の方の理解が得られずお客様と事業者に路駐迷惑とクレームが入ったこともあった。
駐車許可証が取得できない地域で 近隣のコインパーキングは満車で駐車できず 離れたところに駐車してから訪問。癌性疼痛コントロールのための注射開始が遅れた。
<ul style="list-style-type: none"><li>・近くにコインパーキングがなく利用者宅に訪問するのに時間がかかり、苦痛の時間を長引かせてしまうことになった。</li><li>・有料駐車代の負担は利用者をお願いしているが、その負担が困難と感じ利用者が訪問を控えてしまう原因にもなった。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・駐車許可証がないため、利用者宅に近い場所に駐車することができず、駐車できる所を探すことに時間を要したために、到着が遅れた。お看取り訪問であり、いち早く到着したかった。</li><li>・学童からの腹痛のコールであり、いち早く到着したかったが、駐車できる所を探すことに時間を要してしまった。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・点滴が漏れているかもしれないとの連絡を受け訪問した際は、自宅付近に駐車できず、早急に対応できずに上肢が点滴の漏れによる腫れが強くなったことがある。</li><li>・腹痛に訴えがあり臨時訪問したが、近所に駐車場が無くコンビニに駐車してから訪問したが大事には至らず浣腸、排便の処置で腹痛消失した。自宅前が駐車禁止でありコンビニにおかせていただいたが本人にとっては苦痛な時間が長かったと思われそうですし不安だったと思います。</li></ul>
車を置くところがなくて、許可証を出して広い歩道に停めたところ、同じマンションの住人から苦情がきて、警察もきて、怒られたため、利用者家族も辛い気持ちが残った。
心機能停止により救急搬送するのに、搬送に時間がかかった
いつもは、駐車禁止の標識のない道路に路駐して少し歩いて訪問していたが、呼吸停止したと連絡あり、自宅前の交差点から 5m 以内の場所に路駐したら、警察の方が家の中まで来られて注意指導を受けサインさせられた。ご家族も何が起こっているのか驚かされていた。
ガン末期利用者が多い為、駐車パーキングが遠いと早期対応ができない。利用者の不安が大きくなる。
コインパーキングがなかった為、駐車許可書を発行していたので、許可の場所に停めたのにも関わらず、近隣住民が通報し警察から訪問中に電話が来た。利用者様の意識状態が低下し急変時にも関わらず停めている場所に戻った。警察官からこの場所は大丈夫だが、近隣住民の通報なのでと言われ長い時間警察官に対応。利用者様は呼吸停止でお亡くなりになりました。何の為に許可書を取っているのかわからない。
コインパーキングがなく、さがしていたため緊急訪問であったが、対応が遅くなった。痛みが増強していた。
コインパーキングが遠いため、痛みで訪問要請があったが対応が遅くなった

コインパーキングが空いていなくて、駐車するのに時間がかかった。訪問看護師を待っている事ができなかったため、救急車を呼んだ。その後、苦情を言われた
コインパーキングが満車で、何か所か探すうちに、訪問時間が大幅に遅れ、搬送までに時間を要した。
コインパーキングが満車で駐車できず、一度事務所に戻り、再度時間変更して訪問することになった。利用者のケアのスケジュールが変更となった。
コインパーキングが満車多く、遠くのパーキングに駐車することになり到着までに時間要し、遅いと家族より怒鳴られた
コインパーキングへの駐車に時間がかかり、利用者様がベッドから転落してから下肢がベッド下に潜り込んだ体勢だったため、下肢の鬱血、疼痛が長く続いた
コインパーキングを探すため訪問が遅くなった
コインパーキングを探すのに時間がかかり、利用者が痰で呼吸困難感が増えた。
コロナ対応等で緊急対応の際訪問先駐車場もなく急を要する案件だった為利用者自宅前にやむなく訪問車を駐車し対応していた間に駐禁を切られた事数回あり。その度に違反金を払うことあり。非常に辛い思いをしました。
ご自宅の前に車を駐車していたら、近隣の住民に通報されてしまった。訪問が終わってから事情聴取され、次の訪問に遅れてしまった。
サチュレーション（酸素飽和度）が低下し、緊急で看護師による吸痰を必要としていたのに、自宅前に止められず、遠くの駐車場まで、停めにいって、不安な時間を長くした。
しんどいと本人から連絡あり緊急訪問。利用者宅の前が夕方 17 時以降は駐停車禁止のためコインパーキングを探して駐停車し訪問したが到着時、呼吸停止しかけていた。
ターミナルの利用者で呼吸停止の連絡を家族からもらい、緊急で訪問する際に、コインパーキングが利用者宅から遠かったため、到着が遅くなり、ご家族に不安を与えてしまった
なかなか駐車するところが見つからず、訪問時昏睡。低血糖が原因。
ヘルパーさんより喉がゴロゴロ言って痰が出せていない。との連絡があって、距離のあるコインパーキングに止めた。その間に酸素濃度がどんどん低くなって救急搬送になった。
意識レベル低下にてオンコールあり緊急訪問した。自宅がアパートで駐車場がなく緊急を要するため邪魔にならないところに駐車し訪問した。救急搬送の事例であった。訪問自動車に戻ると駐車違反の切符がきられていた。
意識消失と連絡を受け駆け付ける。一番近い道路に車を止めたところ駐禁を取られた
一旦は違反を承知で自宅前に停車し、血圧低下・意識消失を確認したが、近隣住人に呼び出され、違反を指摘され、訪問先から抜けた。医師への連絡は家族に頼んだ。
遠いコインパーキングに止めに行くことで訪問時間が遅れ、当利用者やその次の訪問の利用者へも迷惑がかかる。時間の遅れのあせりから、交通事故や交通違反にもつながる。
遠いパーキングに駐車している間に呼吸状態が更に悪化した
遠くに停めて歩く分、到着が遅れ、救急搬送が遅くなった。
遠方に住む家族より利用者が胸が苦しいと連絡がきたと電話があり、緊急訪問。訪問したスタッフが症状が胸苦であったことから駐車場を探す時間がリスクと感じ路上駐車してしまい、駐車違反をとら

れた。
患者家族から家の前に止めるように指示されたが、近隣からクレームが出て患者対応に支障があった。
患者様の家から駐車場が遠く訪問時間がすぎた。
観光地の為、いつものコインパーキングに停めることができずかなり遠くになり、家族がまてず救急車依頼し、看護師が到着した時には搬送され誰もいなかった
基本的にはほぼこまっていることが多い。末期の患者さんが多く救急搬送もできないため 息を苦しそうにしてる、吐血している、痰がつまりそうなどオンコールがあってもまずはパーキングにとめてそこからかけつける。必要な器具、点滴類など荷物がおおいときは往復しないといけない。緊急事態にもかかわらずまたせる場面には遭遇する。
吸引が必要だったが許可証がないためパーキングにとめ、移動に時間がかかり意識消失していた。許可証がなく職質されていたため、利用者の体調変化に対応出来なかった。
急な体調変化で緊急訪問するも、利用者宅付近は駐車禁止で、駐車許可証がないため、徒歩数分ほどの距離にあるコインパーキングに駐車したが、駐車場を探すため及び駐車場からの現地到着に時間を要したために、到着時には死亡されていた。
急変の連絡をもらったが、駐車場がない為駐車して良い所に車を停めてむかった。到着時には呼吸停止されていた
急変時にコインパーキングに行けず、駐車禁止だが家の前に止め家族に乗っていただいていた。ミラーが歩道側に出ていると駐車禁止を取られた。
救急車の到着に間に合わず、搬送先が家族の希望にそったかかりつけに運んでもらえず死亡となった。結果、かかりつけではない医師の判断で警察の介入に至った。これまで介護してきた家族の心情を支えることができなかった。
救急搬送が必要な状況のため、一刻も早く到着するために、駐車禁止区域に止めざるをえず、駐車した。結果駐禁をとられてしまった。
許可証がないため、有料駐車場まで停めに行く必要があり到着が遅れた。そのため利用者の苦痛の時間が長引いた。有料駐車場がどこも満車で車を停める場所を探すのに時間がかかった。
許可証がないので、路上駐車になった事はあり。緊急だが待たせて不安にさせてしまった。
距離のあるコインパーキングにとめ荷物を持って走り届くのに大変さと時間待たせる状況はある。転倒し骨折されていた方に。他、痰吸引要する状態に車に取りにいけず何とか他の対応で対処した。
強い痛みがあり、痛み止めのために緊急訪問したが、遠くに駐車したため、苦痛の時間が長く、家族も不安不満がある
緊急の訪問依頼があったが、駐車している間に呼吸状態が悪くなった
緊急時に訪問しようとしたんですがスクールゾーンで中に入れてもらえなかった為ゾーン外に停めて走った。到着時には痰が詰まっており顔面蒼白だった
緊急時マンション前に置けなかったためパーキングに入れたかったが空きがなく時間を要し到着時心肺停止だった。
緊急対応でマンション前に駐車。車両に当社名、携帯番号を明記したが、後日、利用者宅に住人から苦情が来て、マンションを出て行って欲しいなどと苦情を言われてしまった。

緊急訪問で吸引施行が必要な状態であったが、到着までに時間を要した。
緊急訪問の際に駐車許可書がなく、利用者宅の近隣のコインパーキングも満車で自宅到着までに時間を要してしまった為、頭部からの出血を止血するのが遅れた為、血圧や意識も殆ど消失しており、救急搬送や全てが後手後手になり、なんとか一命を取り止めたものの、大量の輸血を強いられてしまった
緊急訪問時、自宅前に止める事ができず。訪問し状況を確認すると呼吸もとまりかかっている状態で、蘇生など緊急物品を取りに行く時間を要し、最短での処置ができなかった。
緊急訪問中に、駐車許可証がないため、点滴の準備・針刺し中に何度も車の移動の電話がかかってきて、対応が遅れた。
近くにパーキングがなく、深夜歩いて15分の所にとめた。深夜なのでとても怖い思いをしながら急いで向かったが、すでに呼吸停止されていた
近くにパーキングなく一方通行も多く探すのに時間を要し到着時間が遅れ不安を与えた
近くに駐車許可証申請できない利用者宅、離れた有料駐車場に停めることになり予定していたほかの利用者宅への到着が遅れ、食前インスリン注射が遅れた（食事待てず食事中に注射することになった）
近くのコインパーキングがいっぱいだったため、離れたパーキングに止めて訪問したため、いつもより時間がかかり、次の訪問に遅れてしまった。遅れた利用者様は調子が悪く訪問看護を待っておられたが、遅れたため待てず救急車を自分で呼んでおられた。ご本人では主治医や病気のことなど分からず、主治医ではない病院に搬送になってしまった。
近くのコインパーキングがなく駐車場を探すため時間を要し、状態悪化していた
近くのパーキングが満車でなかなか停めれなくて、連絡時よりもレベル低下している事はあった
近所のパーキングが空いておらず、周辺のを探したが離れた場所にしか無かった。少し離れた団地の敷地内に停めた所、近隣の方のクレームがあり、再度駐車場所を探し訪問時間が遅れた。訪問時に意識レベル低下あり救急要請。ICU管理となった。
近隣コインパーキングが空きなく、訪問遅刻し、その後の訪問スケジュールに影響
近隣にコインパーキングがなく、ご利用者前に駐車。重症のため毎日二回の訪問、かかりつけ医の訪問診療もありご迷惑だったとは思いますが、ご近所の方が直接ご利用者宅に苦情を言われたことがあります。ご利用者とご家族に精神的苦痛を与えてしまいました。
近隣にコインパーキング等なく、利用者付近に駐車ができるスペースが無く、緊急時の対応が困難な為、緊急管理加算算定できず、利用者に不利益が生じた。（駐車許可証の申請はしていたが、道路幅当の制限により駐車できず。駐車許可の制限を緩和して頂ければと思います。）
近隣にパーキングがなく、駐車したパーキングから利用者宅への時間がかかり、利用者から緊急の意味がないと、緊急連絡に対して不安でたまらなかったと、信頼を失った。
近隣のパーキングが満車で停められず、緊急訪問にも関わらず訪問時間が遅れてしまったことで、ご家族から催促の電話があった。ご本人やご家族の不安が増大してしまいました。
呼吸がおかしいと、一刻も早く来てほしいと連絡をしてきて、早く対応してあげたくても、駐車場が見当たらない、路駐したくても豪雪で止められないことはあります。看護師到着時に呼吸停止していたこともあります。

<p>近隣パーキングも満車で止められず、距離のあるパーキングをいくつも探し回ることによって時間を要することで苦痛増強。不安の増強</p>
<p>近隣駐車場が空いておらず、少し離れた所に停めて徒歩での移動となり対応が遅れ、窒息しかけていたことがある。</p>
<p>呼吸苦症状の訴えあり、緊急訪問の際、直近のコインパーキングが満車状態であり、近隣のパーキングを探し、距離のあるところに駐車。その間、呼吸苦症状持続しており、ご家族の不安つよく、本人も苦痛だった。（酸素の接続外れがあり、看護師が到着してすぐに症状改善が図れた。ご家族はパニックのため電話での指示は入らず、訪問が早くできていれば、症状の改善は早く行なえた。）</p>
<p>高齢ご夫婦のご主人の看取りの際に、奥様の不安が強く早く到着したかったが、駐車場探して時間がかかり、奥様の不安な時間が長引いた。</p>
<p>高齢世帯で利用者の転倒があり訪問、駐車場所を探しており到着が遅れ、利用者家族が起こそうと対応され介護者も転倒し介護者が圧迫骨折を起こしていた。</p>
<p>止めるところがなく探して駐車すると廊下に倒れていた</p>
<p>自宅到着まで時間を要することで症状軽快まで時間がかかった（余計な過度な侵襲が加わる）</p>
<p>実家でオーバードーズをしたと連絡あり。実家にかけても車を停める所がなく コインパーキングを探し遠く離れた所に駐車した。その為 救急搬送がおくれた</p>
<p>車で行くと10分のところを自転車でいかなければならない。近くにコインパーキングがなくそれで家族が先に救急車を要請し、入院にならず直ぐに帰宅してた。間に合わず多量に薬を飲んでしまっており低血糖になっていた。</p>
<p>終末期ではあったが、呼吸変容でコールあり。到着時には心肺停止となっていた。</p>
<p>終末期で呼吸状態変化の報告がご家族からあり、団地内の通路に一時停車して緊急対応したが、駐車許可証がないため、状態変化に家族が不安な状態の中、近隣パーキングに車両を移動するために、一時的に退室をした。</p>
<p>終末期で痰が絡み始め、痰で溺れていると電話あり訪問するも、有料駐車場に停めてから吸引機を持ち運ばなければならず、ご家族の不安を1秒でも早く安心させたいのに、「怒り」に変わりそうでした。</p> <p>「息してないかも」の電話が年間80件</p> <p>お連れの方は、どうしていいかわからず不安で一刻も早く到着してあげたいです。転倒で骨折し動けない。寝たきり独居で痛みが強く自力で坐薬を入れられない等、駐車場から患家に向かう際、毎回切ない気持ちになります。最近マンションや市営が高齢化してる中、緊急車両用の駐車場がない、若しくは、スペース数が少なく同業者と重なります。</p> <p>自宅の駐車場には、ご家族や運転できないご本人の車があったり。と難しいです。</p>
<p>状態が急変し早急にきてほしいと不安が強い家族の依頼でも、パーキングを探し10分かかったことで、着いたとき気分を害されていた。</p>
<p>状態の急変で呼ばれたが、駐車許可証が無く100m位離れた公園のちかくに止めて訪問に行ったら呼吸停止寸前だった。</p>
<p>状態悪化の緊急コールで訪問。自宅から近いコインパーキングが満車で周辺の別のコインパーキング</p>

<p>を探すこととなったため到着が遅れ、対応が困難な状況になった</p>
<p>短期入所を利用する当日に、バルンカテテルのトラブルがあり、緊急訪問することになった。市内中心地の交通量が多い通りに面した利用者の自宅は、定期訪問でも遠くのコインパーキングへ駐車して訪問していたが、その日も同じようにコインパーキングへ駐車しようとしたが、あいにく朝の時間帯でコインパーキングが満車。更に他のコインパーキングを探すためにグルグルと自宅周辺を探し、予定より30分以上遅れて自宅へ到着することになってしまった。更にバルンカテテルのトラブルの対応に時間がかかっていた中、短期入所のお迎えの車も到着したが、短期入所の車の駐車スペースは無く、予定時間と大きくズレた施設側にも迷惑がかかった。</p>
<p>団地など、駐車スペースが無いため、対応が遅く、利用者の緊急搬送が遅れた。</p>
<p>団地内に駐車していた時、車を移動させてと連絡が入り車を移動することがあった。その間ケア中で、ケアを中断し利用者様にご迷惑がかかった。また、感染対策のご自宅だったため、ガウンなどの脱ぎ着にも時間がかかり、物品も無駄にすることになった。駐車場所を再度探すのに時間がかかり、時間内でケアが終わらず、次の訪問宅へも影響が出た。</p>
<p>注射許可証が無く、近隣のパーキングも満車で停められず。やっと見つけ駐車。そのため訪問時間遅くなり吸引できず誤嚥性肺炎を起こしてしまった。</p>
<p>駐車許可がなかったため、コインパーキングを利用して徒歩で利用者宅に伺ったため、訪問するまでに時間を要し、家族の不安感が強かった（大事にはいっていない）。</p>
<p>駐車許可がなく、遠くのパーキングまで停めに行き呼吸停止してしまっていた事がありました。</p>
<p>駐車許可証がないため、かなり遠い有料駐車場に停めて歩いたため、お待たせして不安を募らせた。救急要請の必要がある方であった。</p>
<p>駐車許可証がないため、吸引が必要な利用者の訪問が遅れた。到着時は酸素飽和度が80%まで低下していた。吸引後速やかに回復。</p>
<p>駐車許可証がないため、距離のあるコインパーキングに駐車することになり、受電時には存命であったが、間に合わず心肺停止状態になっていた。</p>
<p>駐車許可証がないため、近隣のコインパーキングへの駐車に時間が掛かり、救急搬送が遅れた。</p>
<p>駐車許可証がないため、利用者宅に近い場所に駐車することができず、距離のあるコインパーキングなどに駐車することに時間を要したために、呼吸変化、呼吸停止があった</p>
<p>駐車許可証がないため、利用者宅に近い場所に駐車することができず、距離のあるコインパーキングなどに駐車することに時間を要したために、電話応答できていた家族がパニックになっていた。</p>
<p>駐車許可証がないため、利用者宅に近い場所に駐車することができず、距離のあるコインパーキングなどに駐車することに時間を要したために下記の事例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒息しかかっており、そのご救急搬送したが入院期間が伸びる一因となった可能性がある</li> <li>・本人や家族の不安が大きくなり救急車で搬送されてしまっていた</li> <li>・すぐに来てくれないと家族よりクレームに繋がった</li> <li>・「只今訪問看護中です」と札を外から見えるところに設置していたが駐車違反の切符を切られた</li> <li>・「只今訪問看護中です」と札を外から見えるところに設置していたが団地の方から大きなクレームへと繋がった（駐車禁止の標識はなかった場所）</li> </ul>

<p>駐車許可証がないため、利用者宅に近い場所に駐車することができず、距離のあるコインパーキングなどに駐車することに時間を要している。次の訪問が遅れてしまう</p>
<p>駐車許可証がないため、利用者宅に近い場所に駐車することができず、距離のあるコインパーキングに駐車することにしたが、満車でなかなか停められる駐車場がなかなか見つからず、時間がかかってしまった。</p> <p>吸痰が必要だが、家族がうまく対処出来ないとの依頼であり、看護師が到着するまで痰が絡み苦しい状態が続いて、呼吸状態が悪化していた。</p>
<p>駐車許可証がないため、利用者宅に近い場所に駐車することができずやむを得ず近くに駐車をして点滴指示のある利用者の対応を行っていたが近隣住民に警察に通報され、点滴実施の時間が遅れてしまった。</p>
<p>駐車許可証がなく、また訪問宅付近にコインパーキングがないことで訪問までに時間を要し疼痛増強するといった事例があり利用者の状態が悪化した。生命には支障がなかったが予後は良くなかった。</p>
<p>駐車許可証がなく、利用者宅に近い場所に駐車できず、距離のあるコインパーキングに駐車して時間を要した為、到着時に意識消失されていたケースがあった</p>
<p>駐車許可証がなくやむを得ず遠くのコインパーキングに停めて訪問した（近隣は満車）。独居高齢者の転倒による骨折であったが、強い痛みを長時間我慢することになった。また、搬送するまでに時間も要した。</p>
<p>駐車許可証がなく近隣スーパーに止め、すぐに対応出来なかったため、転倒後に低体温になってしまった。</p>
<p>駐車許可証が出せない地域と言われたため緊急訪問時もコインパーキングへの駐車に時間を用し、発熱による苦痛への対応が遅くなった。コインパーキングがあるからと言っても場所によっては満車の事も多い。</p>
<p>駐車許可証の申請が下りなかった区域。独居の方で眩暈、嘔吐で起きられない。トイレにも行くことができない。普段の駐車できるところから時間を要し、重篤な状況になっているわけではないが、訪問すると吐物、失禁状態の中で臥床していた。</p>
<p>駐車許可証はあったが、道路交通法違反になる駐車となってしまうため、近隣のコインパーキングを探していた。しかし満車のため他を探していたら、更に状態悪化したと家族より連絡あり。結果、救急搬送となった。</p>
<p>駐車許可証を置き、駐車可能な場所に駐車したが、近隣から注意を受け、ケアの時間が充分に取れなくなった。</p>
<p>駐車場がなく、駐車許可も取れないため、コインパーキング使用、到着直前に呼吸停止していた</p>
<p>駐車場がなく、路駐するわけにいかず少し離れた駐車場に停めて訪問したが、すでに利用者さんが首を吊っていた。大事には至らなかったがもっと早く駆けつけることができればよかったと思った。</p>
<p>駐車場が確保されていなくて、駐車許可されていないところに駐車したため手短かに済ますこととなり、本人や家族の不安が解消されなかったと思う。</p>
<p>駐車場が近くになく、緊急で呼ばれ、50分くらい到着までにかかり、転倒していたが待っていただいたケースがあります。</p>

<p>駐車場確保に時間を要したことで、予定の訪問時間に遅れてしまった。</p>
<p>駐車場許可証があっても17時以降は停めないように警察から指導があったため、近くのコインパーキングを探したが、近くに見当たらず、低血糖症状が進み、意識消失してしまった。</p>
<p>転倒し起き上がれないと訪問する事になった。許可証の時間外の為電話で依頼しやりとりに15~20分かかる。冬だったので、寒い中待たされたと本人から苦情。また翌日発熱し肺炎となり入院された。</p>
<p>転倒後の訪問依頼あり、近くのコインパーキングがいっぱいのため、かなり離れた所に止めざるおえなかったため、遅くなり家族が待ちきれず、救急車を呼んでしまった。意識はあったため、救急車を呼ばずに対応出来たはずの事例。</p>
<p>吐血をしたため訪問したがコインパーキングをさがして時間がかかり意識消失してから到着したので妻はパニックになっていた</p>
<p>糖尿病で気分不快を訴えていた方、低血糖症状だが本人が動くことができず、緊急訪問実施。コインパーキングが近隣で空いておらず周囲をさがすもなく徒歩10分以上のところに駐車。20分程度で到着するはずがかなり遅れて訪問。電話連絡しながら状況確認し、何とかブドウ糖を摂取できたため大事には至らなかった。</p>
<p>認知症の方で、勝手に入浴してしまい、浴槽からでることができなくなり、訪問看護に連絡あり。近くに止めれず、看護師の到着まで時間を要したため、家族が待てず、救急車を要請し、念のため搬送となった。</p>
<p>亡くなったと連絡を受けてすぐに向かったが、コインパーキングから距離があり、到着を待つ家族に心配をかけた。</p>
<p>夜間、駐車許可証が使用できず、離れた場所に停めて歩いた為、時間を要し訪問先の方を不安にさせた。また吸引が遅くなり酸素化不良になった</p>
<p>夜間緊急時にコインパーキングから利用者宅までの通路で痴漢行為未遂にあったため、その後の緊急当番としての勤務に対する精神的負担が強い。</p>
<p>利用者の住むアパートには駐車できず、もう一台借りているところは医師が使用、歩いて10分のところに車を止め訪問した。ご家族は出血多量であったため動揺が強い様子で待っていた。本人はすでに意識はなかった。</p>
<p>利用者宅が駐車場から遠いため訪問が少し遅れたが、蘇生が間に合い緊急搬送をした。</p>
<p>利用者宅にも駐車場がなく、近くにコインパーキングもない。近所に知り合い等もなく、止めさせてもらえる場所がなかった。ご家族が待ちきれなく、救急車を呼んでしまった。</p>
<p>利用者宅の近隣パーキングが満車だった為、遠方に駐車することにより訪問予定時間を大幅にオーバーしそれ以降の利用者様にも迷惑をかける事となった。</p>
<p>喀痰吸引の依頼があり訪問したが、駐車場探しに時間を要し呼吸停止され、後に死亡した。</p>
<p>喀痰困難で訪問依頼があったが、近隣に駐車できず、時間がかかったので訪問前に救急搬送した</p>
<p>疼痛や呼吸苦の増強などの苦痛症状がある利用者から連絡を受けて訪問する際にコインパーキングから自宅まで距離があったため、苦痛な状態のまま待たせてしまうことになった。</p>
<p>痰増加の為吸引目的で訪問したが、駐車場が無いため離れたコインパーキングに駐車し徒歩で利用者自宅へ。到着時には意識消失の状態でした。</p>

- 2) 「2. 8)「過去に緊急訪問を行った事例において、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかったことで、利用者の状態が重篤となった、または、利用者・家族への不都合・不利益が生じた事例」において、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかった主な理由（集約した57件）

100メートル圏内にコインパーキングあり、発行されないため
300メートル以内にパーキングがあれば申請できない
コインパーキングがあったので申請していなかった
そのような事が出来る事実も知らなかった。
なかなか許可がおりないから申請しても無駄だと言われている
マイカーでの緊急対応なので、駐禁許可証がなかった
まだ、契約してまもなく、まだ、申請前だった。普段は日中の訪問で息子さんの駐車場に停めているため、申請していなかった。
マンション前にコインパーキングがあり、許可が出ない
マンション敷地内に住人からクレームが入り突然駐車できなくなった。
以前はもらっていたが、厳しくなり、その都度警察に連絡してもらう事といわれたが、緊急時などそんな時間はない
以前申請した時に許可時間限定と言われ、緊急対応もあるのに意味がないので申請しなくなった
以前申請していたが、手続きが大変で更新をやめた
何年か前までは許可証をいただけてましたが、いつからか市内のどこを申請しても許可証がもらえず、ここ何年かは申請をしていません。
会社がレンタカーを使用しているため申請できなかった
患者様1人に対して社用車の数も多く、時間もバラバラなので申請が困難。
許可が煩雑な為行っていなかった。
許可をもらいに行ったが駐車禁止区域ではないため許可証はもらえなかった
許可区間であるが 近隣住民からの通報で駐車できない
許可書を取っていなかった。緊急対応の体制を取っておく利用者の数は非常に多く、駐車場が確保できない場合には近くに駐車場がない場合もあり、路駐をせざるを得ないことがあります。
許可証申請の有無にかかわらず、近隣に止める場所が無かった。
近隣にコインパーキングがあったり、公園の近くで許可がおりなかった。
警察署に事前に問い合わせたが当市では、訪問看護は対象外と言われた。
警察署まで駐車許可証を申請にしにいきましたが、「訪問看護に許可証は出せない。医者ならまだしも、なんで看護師に出さないといけないのか。（夜間の緊急出動時や命の危険性があることを説得しても）2人で訪問すればいいでしょう。2人で訪問して一人が乗っていればいいじゃないですか。（24時間体制をとるのに、1人でシフト体制を組むのがやっとの状況で、2人で夜間出動できないことを伝えても）おたくのほうで調整したらどうですか」と全く理解してもらえず、出してもらえなかった。
原付バイクは許可が出ない
手間がかかる
車を固定して訪問していない。

車検中で代車であった
昨年 6 月に開設をし、まだ実害はないが、開設当初に◎市に駐車禁止除外について確認したが、◎市の警察は基本申請をしても受理してくれない。受理してくれないばかりか高圧的な態度をとられ、話も聞いてくれなかった。
手続きが煩雑で申請していなかった。
所轄の警察署に許可書の発行が可能か確認したところ許可が下りなかった。（△市内の他の所轄警察署では、訪問看護事業者に許可がおりているところもある）
申請が面倒
申請手続きをしていない。必要性をかんじたことがなかった。
地域を管轄する警察署は駐車許可証交付に消極的で申請手続きが煩雑なため、申請せず。
昼間は駐車可能なので対象外
駐車許可を取るのに手間がかかるのと、それを提示することでバイクは駐禁が増えるので取っていない
駐車許可を届け出たが、書類に不備があると返された。
駐車許可書をとっても駐禁をとられることがあり、許可書を申請していない
駐車許可証の期限がきれていた。
駐車許可証の出来るのに、時間がかかる。特別指示が 2 週間、密に訪問看護が入らないと行けない利用者に対しての駐車許可書の許可が 2 週間以上かかるので、申請しても…
駐車許可証の申請手続きの方法を知らなかった
駐車許可証の申請中だった
駐車許可証はあったが、許可時間外だった
駐車許可証を申請するまでもなく亡くなられた。
直線 2 キロ内にコインパーキングが無い地域など○市ではほとんどないです
電話連絡したが許可が下りなかった
道幅が狭いため、路駐は、出来ないと思っていました。
道路幅の問題
警察署の駐車許可申請が厳しく申請していない
必要な場所は全て許可証をとっているが、1 軒毎の申請なのでタイムリーにはいかないのが現状。
普段は近所の空地にとめ訪問していたがその日は一杯で駐車出来なかった。
普段は自転車で行っていたが、夜中のため車で訪問
訪問時間がまちまちなので、申請ができない。
末期の状態で許可証の申請を待つほど、寿命がないため、申請しなかった。
□市に許可証制度がありません
利用者全員に許可を取るのは現実的に不可能 数が多すぎるため 緊急訪問が予測できる方やどうしても近くにパーキングがない方へは申請も検討する
利用者宅に駐車場がないときは、コインパーキングに停めるのが基本
利用者宅の地域では申請不可だった

### III. 調査結果のまとめ

#### 1. 事業所の属性について

今回、回答が得られた事業所の所在地はほぼ全国に分布しており、指定都市や中核市に所在する事業所の回答割合は全体の約5割と、都市部に多く所在する現状から偏りは見られなかった。

一方、調査期間が1週間と限られていたこともあり、一部の都道府県、地域においては調査協力依頼が間に合わず回答が得られなかったことが考えられる。しかし、東京都など、訪問看護を提供する際の移動手段として車輛を使用しない地域における回答が極端に少ないこともあり、普段から訪問看護の提供に際し車輛を使用する地域において、一定数の回答が得られたと言える。

#### 2. 緊急の訪問看護と駐車に係る内容について

2024年3月1か月間の緊急訪問回数の平均値は14.0回、中央値は6回であった。そのうち、主治医の指示による緊急訪問回数については、平均2.7回であり、中央値は0回であった。緊急訪問があった事業所のみを対象に集計したところ、緊急訪問回数の平均値は15.6回、中央値は7回であり、主治医の指示による緊急訪問回数については、平均5.8回であり、中央値は3回であった。また、主治医の指示に基づく緊急訪問の内容としては、「点滴等の医療処置の指示に対応するため緊急訪問」及び「その他、状態変化（突発的な呼吸停止や低血糖等）に対し状態確認など、主治医から緊急訪問を指示され訪問」した事例が4割を超え、医学的判断に基づいて、緊急の訪問看護を実施していた。特に、「その他、状態変化（突発的な呼吸停止や低血糖等）に対し状態確認など、主治医から緊急訪問を指示され訪問」した事例では、医師が臨時の往診ができない状況等で、訪問看護師にその状態の確認等を依頼している事例も多く、在宅領域において診療を行う医師と協働し、生命に関わる必要な診療の補助又は療養上の世話が行われていた。

そして、「駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかったことで、利用者の状態が重篤となった、または、利用者・家族への不都合・不利益が生じた事例」では、疼痛の増強や転倒、低血糖による昏睡や呼吸停止等、多様な対応が回答された。周囲のコインパーキング等から利用者宅までは約400mの距離との結果もあったところ、駐車許可証がないために空いているパーキングを探すことに時間を要し、「到着時には呼吸停止」していた事例も回答されていた。その他、駐車許可証又は駐車禁止除外標章がなかった主な理由として、「駐車許可証はあったが、許可時間外だった」ことや「地域を管轄する警察署は駐車許可証交付に消極的で申請手続きが煩雑なため、申請しなかった」等が挙げられていた。

以上のように、緊急の訪問看護提供のための駐車に係る状況が報告されたが、そもそもの訪問が発生する理由としては、連絡・相談だけでは状態の変化等に関する情報が十分に把握できず、利用者・家族等からも訪問要請があったという結果であった。一方、利用者・家族等からの緊急の電話相談を受け、直ちに救急要請の必要があるかを判断し、主治医へと報告・連絡・相談の上、救急要請を行っている状況も伺えた。

本調査では、訪問看護の駐車に係る貴重な基礎データを得ることができた。今後の要望書作成等に参考にさせていただきたい。最後に、本調査の実施にあたり、調査期間が短期間にも関わらず、ご協力をいただいた団体様・訪問看護ステーションの管理者の皆様、心より感謝申し上げます。

令和 6 年度 日本訪問看護財団調査  
訪問看護事業における「短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方」に  
関する Web アンケート調査報告書

---

2024年5月10日 報告書作成

作成者 公益財団法人 日本訪問看護財団

〒 150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5 階

Tel 03-5778-7001 (代表)

Fax 03-5778-7009

URL <http://www.jvnf.or.jp>

---